

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年2月14日

【会社名】 C K D株式会社

【英訳名】 C K D Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梶本 一典

【本店の所在の場所】 愛知県小牧市応時二丁目250番地

【電話番号】 (0568)77-1111 大代表

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 国保 雅文

【最寄りの連絡場所】 愛知県小牧市応時二丁目250番地

【電話番号】 (0568)74-1002

【事務連絡者氏名】 執行役員財務部長 岡田 和秀

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 (第1回新株予約権)
その他の者に対する割当 70,840,000円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額
6,124,440,000円
(第2回新株予約権)
その他の者に対する割当 3,450,000円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額
2,597,850,000円
(注) 新株予約権の発行価額の総額及び新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在の見込額であります。また、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 C K D株式会社東日本支店
(東京都港区浜松町一丁目31番1号(文化放送メディアプラス))
C K D株式会社西日本支店
(大阪市西区土佐堀一丁目3番20号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年2月14日に四半期報告書(第100期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日))を関東財務局長に提出致しました。これに伴い、2020年2月12日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、当該四半期報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、また、添付書類のうち「2020年3月期第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)の連結業績の概要」を削除するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の削除)

2020年3月期第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)の連結業績の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

4 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2020年 2 月12日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2019年 6 月25日に関東財務局長に提出

(訂正後)

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第100期第 3 四半期(自 2019年10月 1 日 至 2019年12月31日)2020年 2 月14日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年 2 月14日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2019年 6 月25日に関東財務局長に提出

第 2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2020年 2 月12日)までの間において、変更その他の事項はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2020年 2 月12日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年 2 月14日)までの間において、変更その他の事項はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年 2 月14日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。